

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年6月1日

徳島県監査委員	数藤善和
同	福永義和
同	片山隆司
同	来代正文
同	大西章英

（監査の結果）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成22年5月24日

徳島県監査委員	数藤善和
同	福永義和
同	片山隆司
同	来代正文
同	大西章英

1 請求の受付

（1）請求書の提出

平成22年4月1日付けで徳島市 久積照明ほか2名から提出があった請求書は、同日、受け付けた。

（2）請求書の要旨

第1. 請求の趣旨

平成21年度における大阪事務所で利用されたタクシーチケットのうち、別表タクシー使用者使用状況一覧表記載のタクシーチケットの使用には根拠がなく、それぞれのタクシーチケットの金額の支出は違法・不当な支出であることから、徳島県知事は、飯泉嘉門、細井久雄、石井裕通、永峰仁子に対し、別表タクシー使用者使用状況一覧表記載のタクシーチケットの金額の合計額である341,420円相当額を徳島県に賠償するよう必要な措置を講ずること。若しくは、別表記載のタクシーチケットの各使用者に対し、それぞれが使用した合計額を徳島県に返還させるよう必要な措置を講ずること。

第2. 請求の理由

1. 徳島県の職員の旅費に関する条例第16条では、「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額によることができる。」と規定し、指定タクシー運用要綱では第1条で、「この要綱は、公務の遂行のために指定タクシーを効率的かつ経済的に使用するために必要な事項を定めるものとする。」と規定し、第3条第1項では「指定タクシーは、県有車両が利用できないときに限り使用することができるものとする。」、同条第2項では「前項の規定により使用する指定タクシーは原則として小型又は中型車とする。」、第5条2項では「前項の乗車券の交付を受けたものは、交付された乗車券を使用しなかったとき又は、乗車券に残券が生じたときは、乗車券交付責任者に速やかに返納しなければならない。」と規定し、第7条では、乗車券交付責任者は、指定タクシーの使用状況を報告しなければならない旨規定されている。

以上からすればタクシー使用の基本原則は、「公務上必要がある場合で効率的かつ経済的に使用しなければならない」と考えられる。

2. 本件タクシー使用についての違法性の判断について

- (1) 本件タクシー券の使用について、用務内容等を口頭で確認し公務上の必要性を判断したとするが、タクシーを使用する必要性を記載したものはみあたらず、用務内容とタクシー券の支給理由を明らかにしないでタクシー券を交付することは上記条例及び指定タクシー運用要綱に違反するものである。
- (2) 本件タクシー使用の区間をみると、地下鉄、JR、バス等、タクシーより経済的な交通機関がある地点での乗車が多数あるにもかかわらず、正当な事由を説明する具体事項が全く記載されていなく、また、平成21年5月4日、同年6月14日、同年11月4日、同月12日については、ハイヤーを利用しているが、これも上記と同様もっとも経済的な交通機関を利用しなければならないにもかかわらず、正当な事由を説明する具体事項が全く記載されていなく、いずれも、本件使途基準に反するほか、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条1項にも反するものである。
- (3) さらに、土曜日、日曜日、祝日におけるタクシー使用も多く見受けられるが、公務内容、タクシーを使用しなければならない正当な事由などを説明する具体的事項も全く記載されてなく、実際に公務で使用したものなのかの確認もできず、疑わしい点がある。
- (4) 大阪事務所職員の説明では、荷物運搬にタクシーを使用したというが、どのような法令及び規則にも、荷物運搬のためにタクシーを使用してもよいというような内容を定めた規定はなく、これは、本件使途基準に反するほか、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条1項にも反するものである。

また、どのような目的で、どのような荷物を運んだかなどの、荷物運搬のためにタクシーを使用する正当な事由を証明する具体的事項の説明はなく、実際に荷物を運搬したかどうかも疑わしい。

(5) 以上により、本件タクシーチケットの使用は、各使用者の独断的判断によってなされた恣意的な使用であるといえる。

したがって、本件使途基準、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条1項に反するものであり、違法性を判断すべきである。

3. 関係者の責任及び徳島県の損害

かかる関係者の責任であるが、大阪事務所所長である細井久雄、本件タクシー料金の支出負担行為兼支出命令の代決者である石井裕通、本件タクシーチケットの交付責任者である永峰仁子は、各タクシーチケット券の使用が、必要な記載がなされていないなど杜撰なものであり、上記条例及び指定タクシー運用要綱に該当しない使用について記載された内容であるにもかかわらず、同人らは、自ら作成したり職員から提出された使用伺を漫然と決裁して上記条例及び要綱に反するタクシー券の使用を容認し、あるいは、タクシー券を使用するなどして根拠のない公金支出を行ったため、徳島県は本件タクシーチケットの料金の合計額341,420円の支出を余儀なくされたから、341,420円が県の損害であるといえ、同人らは不法行為上の責任を負い、飯泉嘉門は徳島県の代表者として指揮監督責任を負うべきである。

よって飯泉嘉門、細井久雄、石井裕通、永峰仁子は、別紙記載の上記損害を徳島県に賠償すべき責任がある。

また、別表記載のタクシーチケットの使用者は、不当利得ないし不法行為としてそれぞれの料金を徳島県に返還すべき責任がある。

4. よって、請求人は、徳島県監査委員に対し、第1請求の趣旨記載の措置をとることを求め、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書添付の上、本請求に及んだ次第である。

(以上、平成22年4月22日補正後原文のまま掲載)

別表タクシー使用者使用状況一覧表

「細井」ほか9名の使用状況(使用者、利用日、区間、金額)を記載
合計金額 341,420円

(平成22年4月22日差し替え分)

(詳細省略)

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定により、平成22年4月28日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(2) 監査対象機関に対する監査の実施

大阪事務所を監査対象機関とし、調書の提出を求め、平成22年4月28日に監査委員による監査を行った。

3 監査の結果

本件措置請求は、請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断し、これを認めることができない。

4 決定の理由

(1) 事実の確認

ア 指定タクシー運用要綱（以下「要綱」という。）は、管財課長が指定する徳島県内のタクシーの使用に関し、乗車券交付責任者を本庁各課及び室等の長とし、乗車券交付責任者は、利用に際し乗車券を交付すること、毎会計年度における使用実績簿を作成すること等を定めたものである。

すなわち、要綱は、本庁を対象としたものとなっている。

イ 大阪事務所には公用車が配置されておらず、代替手段としてタクシーを使用している。

ウ タクシーの使用に際しては、予め共通タクシーチケットの管理会社からタクシーチケット綴りの交付を受け、必要の都度利用している。ハイヤーの使用については、必要の都度、ハイヤー会社に予約し、配車を受けている。

タクシーチケットの管理は総務担当係長が行っており、交付は旅行命令権者（代決権者を含む）がその必要性を認めたものについて、その都度必要枚数を交付している。

タクシー使用後は、請求書とともに共通タクシーチケットの管理会社から、後日返送された使用済みタクシーチケットで使用状況を確認の上、「指定タクシー使用実績簿」を作成し、使用状況の整理を行っている。

なお、「指定タクシー使用実績簿」は、要綱に定められた様式に準じて作成されている。

エ 請求書別表タクシー使用者使用状況一覧表（以下「一覧」という。）に使用者として記載されていた「細井」ほか9名は大阪事務所職員であった。

オ 事実証明書として添付された使用済みタクシーチケット及びハイヤーの利用明細に係る使用は、いずれも公務のための出張の際に使用されたものであることを旅行命令簿により確認した。

カ 一覧に記載された平成21年4月3日から12月28日の使用額は、いずれも平成21年5月18日から平成22年3月3日の間に大阪事務所から債権者に対し支払いがなされていた。

(2) 判断

請求人の主張を整理すると、以下のように認められる。

土日祝日の使用、荷物運搬のための使用を含め、タクシー、ハイヤーの使用については、正当な事由を説明・証明する具体的事項の記載がなく、公務のための使用であるか疑わしい。

タクシー、ハイヤーが、各使用者の独断的判断によって恣意的に使用されており、違法・不当である。

また、タクシーチケットの交付について、使用する必要性を記載したものは見当たらず、用務内容とタクシー券の支給理由を明らかにしないでタクシー券を交付することは、職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）、要綱に違反する。

よって、使用者に対する使用料の徳島県への返還措置、事務所長ほか2名に対し使用を容認し公金支出を行ったことによる損害賠償措置及び知事に対し指揮監督責任による損害賠償措置を求める。

そこで、事実証明書として添付された使用済みタクシーチケット等（合計金額341,420円）に係るタクシー等の使用について、以下の判断を行った。

ア タクシー等の公務使用について

タクシーチケット等に係るタクシー等の使用は、事実の確認で述べたように、いずれも旅行命令が発せられた出張の際の移動手段として使用されたものであることが確認された。

よって、公務のために使用されたとの大阪事務所の主張は、十分認められる。

イ タクシー等使用の妥当性について

大阪事務所では、公共交通機関のある区間についても、緊急性がある場合、公共交通機関との比較において時間短縮効果が大きい場合、荷物の運搬に必要な場合、来客等の送迎の場合等において、タクシーの使用が必要であると旅行命令権者（代決権者を含む）が認めた場合は、タクシー券の交付を行っている。

事実の確認で述べたように、大阪事務所には公用車の配置がなされておらず、そのことに鑑みると、公務の効率的な遂行を行うため、公用車の代替手段として

必要に応じタクシーを利用することはやむを得ないものであると認められる。

請求人は、タクシー使用の正当な事由を説明する具体的事項を記載したものがないことをもって違法・不当な使用であると主張するが、そのことをもってタクシーの使用が直ちに違法又は不当となるものではない。

タクシーチケットの管理・交付をみると、管理は総務担当係長が行い、交付に際しては、旅行命令権者がその都度交付の必要性を認めたものについて、必要枚数が交付されていることが確認されており、各使用者の恣意的使用はないと考えられる。

なお、タクシー使用の際の用務等その必要性について調査したところ、不当な使用は認められなかった。

また、一般的には、知事及び相当する者が県外での行事等への出席に際し、移動手段として自動車を使用する場合、ハイヤーを使用することも認められているものとする。請求人は、正当な事由を説明する具体的事項を記載したものがないと主張するが、調査したところ、知事等が使用したことが確認され、社会通念上直ちに不当な使用であるとはいえない。

ウ 条例・要綱違反について

前述のとおり、タクシー等の使用は、条例第4条に基づく旅行命令が発せられた出張の際の移動手段として使用されたことが確認されている。また、要綱は本庁を対象としたものとなっており、「指定タクシー使用実績簿」は、大阪事務所が要綱に準じて使用状況の整理を行っているに過ぎない。よって、タクシー等を使用する必要性の記載がないことをもって、条例・要綱に違反するとはいえない。

以上のことから、請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。

5 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

大阪事務所における、タクシー等を使用する際の必要性を明らかにする書類の整備については、近年における「説明責任」、「透明性の確保」の観点からは十分であるとはいえない。

よって、

- ・タクシー及びハイヤーの使用についての基準を作成し、職員に周知すること
- ・旅行命令簿におけるタクシー使用の表記をより明確にすること
- ・タクシー使用実績簿の用務等について、より具体性のある記載を行うこと

など必要性の明確化を図るとともに、常に適正な執行に留意されるよう望むものである。